

静岡市監査等実施方針

令和2年3月30日

監査委員決定

監査委員は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「基準」という。）に従い、市の事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することにより、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資することを旨として、基準第12条第1項の規定に基づき次のとおり実施方針を定める。

なお、静岡市監査等実施方針（平成29年3月30日監査委員決定）は、廃止する。

（1）内部統制機関との連携強化と監査結果フォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善に資することとなるよう、指摘事項に対する措置状況の取りまとめや監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開を行う市の内部統制機関との連携強化を図るとともに、内部統制の整備・運用状況を注視しつつ監査を実施する。

また、内部統制機関と連携しつつ過年度の指摘事項に基づく措置状況についてさらに検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘を行うことにより、監査の牽制機能を発揮する。

（2）積極的な情報収集と効率的・効果的な監査等の手法の研究

監査等の実施に当たっては、他都市の状況等について積極的に情報収集を行うとともに、限られた監査資源の中で効率的・効果的な監査等を実現させるためのリスクアプローチ手法についても本市の実情に合った手法となるよう不断の研究・見直しを行うことにより、直面する課題に対し時機を失することのないよう適切に対応する。

（3）市民へのわかりやすい監査情報の発信

決算審査意見書や監査結果報告書等の各種監査情報は、平易な表現を用いるなど、できるだけ市民に親しみやすく、分かりやすい内容で作成する。

特に、平成23年度から発行している市民向けの「監査のあらまし」は、図表を積極的に用いて、更なる内容の充実を図るとともに、これらの監査情報を適時ホームページに公開していく。

（4）監査等の品質管理

監査等が基準に準拠して適切に実施されるため、基準第10条第1項に基づいて別途品質管理方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、本市の監査等の実効性及び信頼性を確保する。